



会報

2013. No.8

小安協 ニュース

 日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

■年頭ご挨拶

■24年度海難発生状況等について

■25年度事業計画について

公益社団法人 関東小型船安全協会

〒231-0011 横浜市中区太田町4-47コーワ太田町ビル8階

Tel.045-201-7754 Fax.045-201-7758

E-mail:ksak@d5.dion.ne.jp

URL:http://www.shoankyo.or.jp

■公益社団法人関東小型船安全協会新年挨拶

会長 黒川 暁博



明けましておめでとうございます。

東日本大震災の復旧・復興が遅れ気味の中で、相変わらず政治の混乱が続き、日本の未来に希望の見えない旧年でした。その政治のメともいえる総選挙が年末に実施され、新しい政権に移りました。新政権が怒涛逆巻く中を落着いた舵取りをして、新しい年が少しでも希望の持てるものにしてほしいと願う次第です。

さて、当協会では、一昨年に公益社団法人に移行し、日本財団の助成もいただけるようになりました。また、昨年は三田専務が兼務をしていた事務局長に新たに又野氏を迎え、本部の陣容を整えました。一応の体制は整ってきたところですが、相変わらず財政基盤が弱いという基本的な課題を抱え、運営には四苦八苦している現状にあります。

このような中で、今後の当協会の活動をどう展開していくかを少し述べたいと思います。

まずは、無線事業です。

小型船用国際 VHF に GPS が内蔵された機器が販売され、これに対応し、自動的に船舶の位置情報が海岸局のパソコン上に表示され、常時確認できるシステム（安心サポートシステム）が開発されています。当協会では、このシステムを採用し、従来のマリン VHF 用の海岸局（16 局）を順にこの新システムに切り替えています。費用のこともあり、海岸局を設置しているマリナーの協力と本年度日本財団の助成で整備した 1 局を含めて 3 局を整備した段階です。この無線は、災害時の活用も期待できますので、何とか早急に残りの海岸局も整備したいと考えております。

また、国際 VHF を操作するには海上特殊無線技師の免許が必要で、これを取得するための講習会は、日本無線協会に講師の派遣を依頼し開催する必要がありますが、25 年度から当協会所属の講師により、講習会を開催できるように手続き中です。

これら、海岸局の整備と無線講習会の開催により、船舶局の普及を図り、会員の拡大にもつなげたいと考えております。

次に、新たな取り組みとして、災害発生時等の応急支援協力です。

東日本大震災の発生もあり、地方自治体や港湾管理者の防災体制も見直されていますが、災害時の応急支援などの面で、小型船の活用が一つの有効な手段と考えられています。当協会には、第三管区海上保安本部長から指定された 271 名の海上安全指導員と 178 隻の海上安全パトロール艇が所属しており、ボランティアで安全パトロール等活動していただいておりますが、これらの方々や船艇がその応急支援活動に活用できるのではないかと考えています。本件については、既に傘下の一部地域では、地元機関と協定を交わし、協力体制を構築しておりますが、現在、東京支部でも、東京都と具体的な協力体制を打ち合わせしているところです。これらの状況も踏まえて各支部、各地区に広がっていければと考える次第です。

更に 25 年度からの新たな事業として、前述の無線講習に加え、初心者に対する航海実技講習も実施する予定で準備を進めています。

また、今秋には東京で国体が開催されることから、東京港内で開催されるヨット競技の警戒に協力することで、関係者との打合せに入っています。この活動がスムーズに運び、2020 年に東京オリンピック開催が決まった暁には、オリンピックに協力することも夢ではないでしょう。

このような活動を通じて当協会の役割を海洋レジャー関係者や関係機関・自治体にご理解いただき、海洋レジャーの安全で健全な普及に少しでも貢献できればと思っておりますので、今年も会員各位、関係機関・自治体の皆様のご支援ご協力をよろしくお願い致します。

■年頭ご挨拶

第三管区海上保安本部長 三木 基実



新年あけましておめでとうございます。

平成 25 年の年頭にあたり、公益社団法人 関東小型船安全協会の皆様に謹んで新年のご挨拶申し上げます。

関東小型船安全協会の会員の皆様におかれましては、平素から小型船の海難防止、安全で秩序あるマリネジャーの普及、マナーの向上のため、多大な貢献をされておられますことに、心から敬意を表する次第であります。また、海上保安業務に対して深いご理解とご協力を賜っておりますことに対し、この誌面をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、当管区内における平成 24 年の海難事故船舶（速報値）は全体で 269 隻と前年に比べ 57 隻減少しました。プレジャーボートについては 46 隻減少し、137 隻（全体の約 50%）でありました。

プレジャーボートの海難は、船種別にみると、残念ながら、ここ 10 年以上ワースト 1 という不名誉な記録を更新中です。その原因は依然として、見張り不十分や操船不適切といった人為的要因によるものが大半を占めております。

また、最近ではマリネジャーも多様化しており、船舶免許、船舶検査が不要なミニボートが増加しております。しかしながら、海上交通ルールを理解していなかったり、マナーの欠如といった基本的な安全意識の欠落による海難事故の増加が懸念されているところであり、実際、ミニボートの海難事故は一昨年より 10 隻増加して 19 隻となっております。

このような状況のもと、マリネジャー関係の海難事故防止は、海上保安庁にとって非常に大きな課題であり、当本部としても最重要課題として取り組んでいきたいと考えております。しかし、我々だけでは力が及ばないところが多々あります。特にきめ細かな安全指導活動は、マリネジャー愛好者のリーダー的存在である海上安全指導員の皆様が積極的に声を掛けてくださることが事故防止につながるものと考えており、皆様方のご活躍に大いに期待しているところであります。

貴会の活動は、損得抜きに純粋なボランティア活動そのものであります。今後とも、マリネジャーの安全確保のために、着実な活動を続けていただきたいと思います。

今年一年の海難事故ゼロ、会員の皆様の益々のご健勝と関東小型船安全協会の一層のご発展を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

■平成 24 年の第三管区内（茨城県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県周辺海域）における海難発生状況等について（速報値）

<第三管区海上保安部提供>

1. 船舶海難について

(1) 用途別船舶海難隻数

用途	年	平成 24 年 (隻)	平成 23 年 (隻)	増 減 (隻)
プレジャーボート		137 (2)	183 (37)	▲ 46
漁 船		47	55	▲ 8
貨 物 船		39 (7)	42 (5)	▲ 3
タ ン カ ー		13 (1)	17	▲ 4
遊 漁 船		7	8 (1)	▲ 1
旅 客 船		2	1	1
そ の 他		24	20	4
総 計		269 (10)	326 (43)	▲ 57

※プレジャーボート：スポーツ又はレクリエーションに用いられるモーターボート、ミニボートを含む

※その他：作業船、曳船、押船、台船、はしけ、クレーン船等

※平成 23 年のプレジャーボートの海難は、9 月の台風 15 号に伴う浸水海難 37 隻を含む

※（ ）内の数値は、台風の状況下において発生した海難の隻数

(2) 種類別船舶事故隻数

平成24年の船舶海難のうち衝突が最も多く72隻で、平成23年に比べ21隻減少
衝突海難の内訳は、小型船（漁船、プレジャーボート）による衝突が33隻発生

海難種類	年	平成24年（隻）		平成23年（隻）		増減（隻）
衝突		72	(4)	93	(2)	▲21
乗揚		32		33		▲1
機関故障		46		47		▲1
運航阻害		20	(1)	16		4
転覆		25		16		9
浸水		13		50	(38)	▲37
火災		8		12		▲4
安全阻害		11	(4)	14	(3)	▲3
推進器障害		15		25		▲10
舵障害		6		4		2
行方不明		1		1		0
その他		20	(1)	15		5
総計		269	(10)	326	(43)	▲57

※運航阻害：バッテリーの過放電、燃料欠乏、ろ・かい喪失、無人漂流

※安全阻害：転覆に至らない船体傾斜、走錨、荒天難航

※その他：有人漂流、船位喪失等

※（ ）内の数値は、台風の状況下において発生した海難の隻数

2. 人身事故者数について

事故区分	平成24年（人）	平成23年（人）	増減（人）
船舶事故によらない乗船者の事故	143	117	26
マリンレジャーに伴う海浜事故	174	150	24
マリンレジャーに伴わない海浜事故	181	136	45
合計	498	403	95

※マリンレジャーに伴う海浜事故：海水浴、釣り、潮干狩、サーフィン、ボードセーリング、スキューバダイビング等の海洋における余暇活動に伴って発生した事故

※マリンレジャーに伴わない海浜事故：余暇活動に伴うもの以外の海浜において発生した事故

3. 死亡・行方不明者数について

事故区分	平成24年(人)	平成23年(人)	増減(人)
船舶海難による死亡・行方不明者	5	18	▲13
船舶海難によらない死亡・行方不明者	39	39	0
マリレジャーに伴う死亡・行方不明者	63	48	15
マリレジャーに伴わない死亡・行方不明者	131	83	48
合計	238	188	50

4. 死亡・行方不明者を伴う主な海難等の概要

(1) 船舶海難の事例

○千葉県洲崎沖遊漁船、漁船衝突

3月4日、千葉県洲崎沖において遊漁船(4.9トン、乗船者7名)と漁船(9.7トン、乗船者3名)が衝突した。衝突により、遊漁船の乗船者2名が負傷したことから巡視艇で搬送し、救急車へ引き渡した。負傷者2名のうち1名は、搬送先の病院で死亡が確認された。

(2) 人身事故の事例

○磯遊び中の事故

8月28日、神奈川県三浦市城ヶ島岩場で磯遊びをしていた母親及び子供2名が高波により流された。通報を受けた海上保安庁では、巡視艇、航空機、特殊救難隊等を出動させ捜索・救助に当たったところ、子供1名は、付近航行中の漁船(水難救済会所属)により無事救助されたが、母親及び子供1名は捜索中の特殊救難隊等により発見救助されたものの死亡が確認された。

平成25年度事業計画について(事務局案)

平成25年度は、公益社団法人化に移行して3年目となります。

これまで以上に公益性の高い業務運営を進める予定にしております。

平成25年度事業実施計画案については、平成24年度第2回理事会(平成25年3月6日開催予定)にてご審議いただく予定にしております。

例年の業務に加えて、次の業務を計画しております。

平成25年度も一層のご支援とご協力をよろしくお願い致します。

事業実施計画の概要

1. 教育活動事業(公益目的事業1)

(1) 初任者に対する実技講習会の開催

海技免状取得直後の浅い初任者を対象として、ホームページ等により実技講習についての公募を実施し、海上安全指導員乗船のもと東京湾内を航行させ、定置網・のりひび等の危険海域付近の航行に関し、実技講習をすることにより、初任者の質の向上を図ります。

(2) 無線従事者免許取得のための養成課程講習の開催

ホームページ等により公募を実施し、希望者を対象に第3級及び第2級海上特殊無線技士(ステップアップ)の養成課程講習(本協会独自の講師による)を開催し、無線電話の普及促進を図ります。

2. 安全活動事業（公益目的事業 1）

(1) 会員による東京湾内の船舶交通の状況確認及び大型船関係者との意見交換会

昨年度に引き続き、東京湾海上交通センター（横須賀市）にて、船舶交通の輻輳する東京湾内の状況確認及び操船シミュレーション（川崎市）の見学、大型船関係者との意見交換会を実施することにより、プレジャーボート等小型船関係者に船舶輻輳海域の海上交通の実態を知ってもらうと同時に、大型船関係者との相互理解を深め、船舶輻輳海域の海難防止を図ります。

会員約 50 名で 1 回実施します。

(2) 特定地点予測情報（港湾天気予報、波浪ポイント予測）の活用

昨年度に引き続き、一般財団法人日本気象協会と契約し、沿岸海域及び主要港湾の気象・波浪予報を Web サービスにて会員に提供し、海難防止を図ります。

関東小型船安全協会ホームページにアクセスし、ID・パスワードを入力することにより、主要港湾の天気予報、沿岸海域の波浪ポイント予測をいつでも、どこでもパソコン及び FAX にて会員の方は無料にて提供を受けることができます。

3. 安全で秩序ある海洋レクリエーションの普及活動事業（公益目的事業 2）

海上イベントの参加・協力

平成 25 年度は第 68 回東京国民体育大会が 9 月末に開催されることから、ヨット競技の警戒等に参加協力します。

以上、例年の業務の加えて業務実施を計画しておりますので、ご協力をお願いします。

■新入会員ご紹介

平成 24 年 9 月以降、次の方々が入られましたのでご紹介いたします。（敬称略）

番号	氏名	所属団体	番号	氏名	所属団体
横浜支部			横須賀支部		
2381	吉田 祐光	横浜ベイサイドマリーナ	2385	内藤 清朗	個人
2386	高梨 泉	横浜ベイサイドマリーナ	東京支部		
2388	増田 俊夫	横浜ベイサイドマリーナ	2382	櫻井 興徳	ヤマハマリンクラブ
伊豆支部			2383	山本 泰久	個人
2384	稲葉 謙一郎	伊東サンライズマリーナ	2387	窪川 雄一	東京海難救助隊

平成 25 年 2 月 28 日現在会員数

個人会員：814 名 団体会員：48 団体 賛助会員：37 団体

■事務局だより

○公益社団法人等に対する寄付金の取扱い（ご協力）について

平成 23 年 4 月 1 日付けで、公益社団法人関東小型船安全協会に認定されたことから、「特定公益増進法人」に認められ、本協会の小型船の海難防止活動等、公益の増進に著しく寄与するものとして、通常の寄付金とは別枠で計算される特別損金算入制度が適用されます。

1 寄付者が法人の場合の取扱い

法人が本協会に寄付金を支出した場合には、その寄付金の合計額のうち一定限度額まで損金算入が認められます（法人税法第 37 条）。

2 寄付者が個人の場合の取扱い

個人が本協会に寄付金を支出した場合には、その年間合計額（総所得金額等の40%を限度）が2千円を超える時は、その超える金額をその年分の総所得金額等から控除されます（所得税法第78条）。

以上のことから従来以上に公益性の高い業務運営を進めることにしておりますので、皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

3 振込先

横浜銀行関内支店 普通 1061353
口座名 公益社団法人関東小型船安全協会

○平成24年度9月から25年1月末までにご寄付をいただいた方々

高畑 一盛（東京支部） 100,000円

黒川 暁博（横浜支部） 20,000円

頂いた寄付金は、無駄なく大切に小型船の海難防止及び安全で秩序ある海洋レクリエーションの普及と発展のために活用させていただきます。

平成25年度も一層のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

○会費納入のお願い

平成25年度会費の納入ご案内を、小安協ニュース発刊に併せて同封させていただきました。

何卒よろしくお願いいたします。

安全運航の基本

1. 無理のない航海計画を立てましょう。
2. 気象・海象情報を入手しましょう。
3. 船体・機関の点検しましょう。
4. 連絡体制の確保をしましたか。
5. ライフジャケットを着用しましたか。
6. 定員を守っていますか。
7. 海上交通のルールとマナーを守っていますか。
8. 見張りの励行と自船の位置の確認していますか。

自己救命確保 3つの基本!

ライフジャケットの常時着用 携帯電話などの適切な連絡手段の確保 118番 海のもしものは118番

印刷
(株)ポートサイド印刷
横浜市金沢区鳥浜町 16-2
電話 045-776-2671
FAX 045-776-2678
URL <http://www.portside.co.jp>